

公告第 87 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第 94 条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

令和 3 年 8 月 27 日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公売日時	令和 3 年 10 月 22 日（金） 午後 1 時 00 分から			
	公売保証金 納付期限	令和 3 年 10 月 22 日（金） 午後 1 時 00 分から 午後 1 時 30 分まで			
	入札	令和 3 年 10 月 22 日（金） 午後 1 時 40 分から 午後 2 時 00 分まで			
	開札	令和 3 年 10 月 22 日（金） 午後 2 時 00 分			
4	公売場所	奈良県産業会館 1 階展示ホール			
5	公売保証金及び 見積価額	公売公告付表のとおり			
6	売却決定の日時 及び場所	日時	令和 3 年 11 月 12 日（金） 午前 10 時 00 分	場所	大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期 限	日時	令和 3 年 11 月 12 日（金） 午前 11 時 30 分	（ただし、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）	
8	買受人について の資格その他の 要件	別紙「公売における注意事項」のとおり			

9	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 午後1時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売財産が農地の場合は、大和高田市農業委員会にて、事前に買受適格証明書を取得し、当日持参してください。証明書の取得方法については、大和高田市農業委員会へ問い合わせてください。 5. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 6. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 7. その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 8. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ（http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html）でもご覧いただけます。
<p style="text-align: center;">配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>		
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p>		
<p>大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 （内線2261）</p>		

公売公告付表

<p>売却区分 番 号</p>	<p>大和高田市－３－２－１</p>
<p>公売財産の表示</p>	<p>所在 奈良県大和高田市大字松塚 地番 ６６７番２ 地目 畑 地積 ９８１．００㎡ 見積価額 １，３１０，０００円、公売保証金 １３１，０００円</p> <p>以上登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄大阪線『松塚駅』から北へ約１．１kmの畑。 ・東側は、水路を挟んで、市道（高５０号線）から北に延びた里道と接している。
<p>公売財産の概要 (行政的条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化調整区域 ・建ぺい率（指定） ７０％ ・容積率（指定） ４００％ ・建築基準法第２２条指定区域外
<p>公売財産の概要 (使用状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柿の木（古木と見られる）が植えられている。
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。

(別紙)

公売における注意事項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定

	<p>により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。</p> <p>公売財産が農地である場合、買受人は大和高田市農業委員会が買受適格証明書を発行した人に限られます。</p>
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	<p>権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。</p> <p>また、後日、不動産取得税（県税）、毎年の固定資産税（市町税）が課税されます。</p>
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、大和高田市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は、大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	<p>買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書

	<p>3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書</p> <p>4 固定資産評価証明書または同通知書</p> <p>5 郵送料（500円程度）</p>
<p>公売保証金の返還 について</p>	<p>最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。</p>

（ご注意）

- ・入札箱に入札書をいれる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあつた場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書をいれることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。※代理人が入札する場合は委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）と代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者の身分証明書（運転免許証等）と代表者印